

就労支援部会における検討状況

1 部会協議事項

福岡市障がい者就労支援センターのあり方に関する事項

- (1) 就労支援センターにおける実施業務の見直しに関する事項
- (2) 就労支援センターにおける実施業務の見直しに伴う関係機関との連携に関する事項

2 検討状況

	開催日	協議内容
第1回	H30. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会長・副部会長の選任 ○ 福岡市障がい者就労支援センターの今後のあり方について
第2回	H30. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）について ○ 第1回就労支援部会における意見及び意見への対応 ○ 福岡市障がい者就労支援センターの業務見直しの方向性について（案）
第3回	H30. 8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市障がい者就労支援センターの業務見直しの方向性について（案） ○ 就労に関する相談の流れ（案） ○ 拠点施設体制案

協議に先立ち、「障がい者の就労の現状」、「障がい者就労支援センターの現状」等について、整理し説明を行った。

そのうえで、障がい者就労支援センターの業務見直しについて、基本的な方向性と見直しに伴う課題の整理を行った。

3 検討結果

別紙のとおり

福岡市障がい者就労支援センターのあり方について

1 現状

- ・障がい者の就労支援については、就労移行支援事業所等の民間の就労支援機関が増加してきたことにより個人への支援も充実してきた。
- ・しかし、県内の民間企業における障がい者雇用率は、法定雇用率に達しておらず、法定雇用率達成企業の割合も、5割をやや上回る程度にとどまっている。
- ・また、民間の就労支援機関における支援は、事業所により支援の内容にばらつきがあるにもかかわらず、企業や民間の就労支援機関に対して支援を行う機関も限られている。

2 課題

- ・引き続き、企業に対する障がい者雇用についての働きかけが必要である。
- ・企業や民間の就労支援機関が自らのスキルを高め、障がい者に必要な支援や対応を行うことができるよう技術的な支援が必要である。

3 今後の方向性

障がい者への個別支援を中心とした支援から、企業や民間の就労支援機関に対する技術的支援を中心とした支援に移行する。

(1) 個人への支援

就労支援センターでは、原則、個人に対する直接の支援は行わない。

ただし、就労支援機関からの相談に対応する過程で、就労支援センターが直接支援を行う場合もある。

(2) 企業への支援

企業における障がい者雇用を促進するとともに、雇用された障がい者が就労継続するための支援の充実を図る。

[企業(実習先)開拓、企業向けのセミナーや出前講座(講師派遣)の実施、企業への雇用管理の助言]

(3) 就労支援機関への支援

民間の就労支援機関が自らのスキルを高め、障がい者に必要な支援や対応を行うための技術的な支援の充実を図る。

[事業所向けセミナーや個別ケースを通じた研修の充実、企業や実習先に関する情報提供、就労移行支援事業所利用者への職業評価を含めた助言等、就労移行支援事業所向け就労支援ツールの作成]

(4) 関係機関との連携

区障がい者基幹相談支援センター等、障がい者の相談窓口となっている関係機関に対し、就労支援機関の情報提供や、利用者への就労アセスメント等を実施する。

(5) 発達障がい者支援センターとの連携

今後、発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約した発達障がい児・者支援等拠点施設を設置し、支援を行っていくこととしている。このため、企業や就労支援機関への支援や、発達障がい者の就労に関するアセスメントを実施する場合などに、発達障がい者支援部門と連携した対応が可能となるよう具体的な体制について検討を行う。